

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会

令和6年3月21日答申分

○答申の概要

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 5件 |
| 厚生年金保険関係 | 5件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国 民 年 金 関 係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2300160 号
厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2300033 号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社（現在は、B社）における賞与支払年月日を平成18年8月10日、標準賞与額を88万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成18年12月22日、標準賞与額を93万円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成19年8月10日、標準賞与額を90万円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成19年12月21日、標準賞与額を95万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間⑤の標準賞与額を100万円から105万円に訂正することが必要である。

請求期間⑤の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間⑤の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年8月

- ② 平成18年12月
- ③ 平成19年 8月
- ④ 平成19年12月
- ⑤ 平成25年 7月12日

私は、A社から請求期間①から④までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

また、国の記録では、請求期間⑤に係る標準賞与額は100万円となっているが、私は、請求期間⑤において、A社から決算賞与として5万円、夏季賞与として100万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間⑤に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から④までの各期間について、B社から提出された請求者に係る平成18年分及び平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）並びに複数の同僚から提出された請求期間①から④までの各期間に係る賞与明細書により、請求者は、A社から請求期間①は88万円、請求期間②は93万円、請求期間③は90万円、請求期間④は95万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までの各期間に係る賞与支払年月日については、上記源泉徴収簿の記載から、請求期間①は平成18年8月10日、請求期間②は同年12月22日、請求期間③は平成19年8月10日、請求期間④は同年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る平成25年分年間賃金台帳（以下「平成25年分賃金台帳」という。）、平成25年1回分賞与明細書及び賞与一覧表、事業主の回答並びに請求者から提出された平成25年2回分賞与明細書により、請求者は、請求期間⑤において、オンライン記録により確認できる

標準賞与額 100 万円を超える標準賞与額 105 万円（決算賞与 5 万円及び夏季賞与 100 万円）に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑤について、請求者の請求内容どおりの賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めている上、年金事務所が保管している請求者の平成 25 年 7 月 12 日に係る賞与支払届に記載された賞与額が厚生年金保険の記録における標準賞与額に見合う額となっていることから、事業主から賞与額を厚生年金保険の記録どおりの標準賞与額に見合う額として賞与支払届が提出され、その結果、年金事務所は請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2300161 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2300034 号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年6月25日、標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における標準賞与額を20万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年5月31日、標準賞与額を21万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年8月1日、標準賞与額を17万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年12月29日、標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

請求期間⑦について、請求者のA社における賞与支払年月日を令和元年6月28日、標準賞与額を22万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を17万7,000円、請求期間②の標準賞与額を21万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額（上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成27年 6月
② 平成27年12月 25日
③ 平成28年 5月
④ 平成28年12月
⑤ 平成29年 8月
⑥ 平成29年12月
⑦ 令和元年 6月

私は、A社から請求期間①から⑦までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①から⑦までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦について、A社から提出された請求者に係る給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）及び平成27年分の賃金台帳、請求期間③、⑤及び⑥に係る賞与集計表、令和1年2回分賞与一覧表、事業主の回答、請求者から提出された同社の同年6月支給分の賞与明細書及び預金通帳、B銀行から提出された請求者に係る流動性預金取引明細表（以下「預金取引明細表」という。）により、請求者は請求期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿、賃金台帳、賞与集計表、賞与一覧表、賞与明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は17万4,000円、請求期間②は20万3,000円、請求期間③は21万7,000円、請求期間⑤は17万6,000円、請求期間⑥は19万円、請求期間⑦は22万6,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①、③、⑤、⑥及び⑦の賞与支払年月日については、上記源泉徴収簿、預金通帳、預金取引明細表及び事業主の回答から、請求期間①は平成27年6月25日、請求期間③は平成28年5月31日、請求期間⑤は平成29年8月1日、請求期間⑥は同年12月29日、請求期間⑦は令和元年6月28日とする

ことが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の請求期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②、③、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①及び②について、平成 27 年分源泉徴収簿及び賃金台帳によると、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額については、上記源泉徴収簿及び賃金台帳により確認できる賞与額から請求期間①は 17 万 7,000 円、請求期間②は 21 万 1,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額(上記第 3 の 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間④について、A 社の事業主は、請求者に係る基本手当、実績手当及び残業手当等の金額が記載された「冬決算賞与 H28 年 12 月 25 日」を提出し、請求者を含む C 事業部の従業員に係る当該手当については、賞与として取り扱わず、功労金のような形で支払ったため、厚生年金保険料を含む社会保険料及び所得税は控除していない旨陳述しているが、当該資料には、「冬決算賞与」と記載されている上、実績手当が算出されていることから、事業主が支払ったとする功労金は、厚生年金保険法第 3 条に規定する賞与(賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3 月を超える期間ごとに受けるもの)であると判断でき、請求者は、請求期間④において事業主から賞与の支払を受けていたことがうかがえる。

しかしながら、請求者に係る平成 28 年分源泉徴収簿の賞与等の欄には 12 月 29 日と記載されているものの、総支給金額、社会保険料等の控除額及び算出税額はいずれも「0」となっており、賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、A 社は、請求期間④に係る賞与は現金で支払った旨回答しているところ、これを裏付ける関係資料はなく、その上、上記預金通帳及び預金取引明細表によると、請求期間④に係る賞与の入金は見当たらないことから、賞与額について推認できない。

このほか、請求者の請求期間④に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北（受）第 2300168 号

厚生局事案番号 : 東北（厚）第 2300035 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社。以下「B社」という。）における請求期間の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 52 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 3 年 8 月 10 日

私は、B社から請求期間の賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2021年8月分賞与明細書、賃金台帳及びB社から提出された給与一覧表により、請求者は、請求期間において事業主から50万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、B社の代表取締役は、請求期間当時、請求者が社会保険事務を担当していた旨陳述している上、請求者も請求期間当時、自分が社会保

険事務の担当者である旨陳述している。

しかしながら、請求者は、B社に勤務するまでは社会保険事務に従事した経験はなく、同社が法人化した令和5年1月以降に決算業務を委託している税理士事務所の担当者から健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の提出について確認された際に賞与を支払った時には届出が必要なことを初めて知った旨陳述しているところ、当該税理士事務所は、請求期間当時、請求者が年金事務所に対して賞与に係る届出を行わなかった原因として、賞与支払時に賞与支払届の提出が必要であることを請求者が理解していなかった旨回答している。

また、日本年金機構は、B社における厚生年金保険料の滞納及び滞納処分票はない旨回答しており、同社が意図的に請求期間に係る賞与の届出を行わなかった事情は見当たらないことから、請求者には、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和5年11月10日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2300171 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2300036 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における標準賞与額を27万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年5月31日、標準賞与額を38万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和60年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月25日

② 平成28年5月

私は、A社から請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成26年分及び平成28年分の給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）及び請求期間②に係る賞与集計表、事業主の回答、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与支払明細書により、請求者は請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記平成 26 年分及び平成 28 年分の源泉徴収簿、賞与集計表、預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書により確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 27 万 4,000 円、請求期間②は 38 万 9,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間②に係る賞与支払年月日については、平成 28 年分の源泉徴収簿の記載及び事業主の陳述から、平成 28 年 5 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2300173 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2300037 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を67万1,000円、請求期間②の標準賞与額を71万5,000円、請求期間③の標準賞与額を67万1,000円、請求期間④の標準賞与額を71万5,000円、請求期間⑤の標準賞与額を57万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日
⑤ 令和2年7月29日

私は、請求期間①から④までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑤には、賞与明細書令和2年度夏季【参考】と印字あり。以下「令和2年夏季賞与明細書」という。)と研究手当明細書令和2年7月分(以下「研究手当明細書」という。)が一緒に交付され、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載されており、A事業所から研究手当としての振込みがあったが、当該研究手当について賞与としての年金記録がない。

請求期間①から④までの各期間の賞与支給明細書、令和2年夏季賞与明細書、

研究手当明細書、請求期間①から③までの各期間及び⑤におけるA事業所からの振込額が確認できる預金通帳等を提出するので、請求期間①から⑤までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書及び預金通帳並びにC銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表（流動性）により、請求者は、A事業所から請求期間①は67万1,000円、請求期間②は71万5,000円、請求期間③は67万1,000円、請求期間④は71万5,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑤について、請求者から提出された令和2年夏季賞与明細書、研究手当明細書、預金通帳、D税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、研究手当は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められる。

また、請求者は、令和2年夏季賞与明細書と研究手当明細書が一緒に交付された旨回答しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載され、上記預金通帳により確認できる請求期間⑤の振込額は、令和2年夏季賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、上記、「通常の賞与」とは、令和2年夏季賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、請求者は、請求期間⑤においてA事業所から令和2年夏季賞与明細書により確認できる57万1,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑤までの各期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（請求期間①から④までの各期間は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付、請求期間⑤は令和2年10月27日E事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2300169 号
厚生局事案番号 : 東北(国) 第 2300009 号

第1 結論

昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 36 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 58 年 4 月及び同年 5 月

私は、請求期間当時は A 県 B 市に居住しており、昭和 58 年 5 月頃に B 市役所に電話をして国民年金の加入手続をし、請求期間の国民年金保険料を同年 6 月頃から 8 月頃までの間に銀行の窓口で納付したが、国の年金記録では未納となっているので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 58 年 5 月頃に B 市役所に電話をして国民年金の加入手続を行った旨陳述しているが、B 市から提出された請求期間前後の広報によると、国民年金の加入手続は、市役所国民年金課又は出張所窓口で行う旨の記載が確認できる上、同市は、当該広報の記載内容から当該加入手続は市若しくは出張所での窓口受付のみであったと推測される旨回答しており、請求者の陳述と同市における国民年金事務の取扱いは相違している。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を銀行の窓口で納付したとし、納付した可能性があるとして複数の金融機関名を挙げているところ、当該複数の金融機関に対し、昭和 58 年に国民年金保険料を納付したことが確認できる金融機関控等の資料の保管状況を確認したが、いずれの金融機関の担当者も、当該資料は保管期間を経過しているため保管していない旨陳述している。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号*(現在の基礎年金番号)は、請求者が婚姻(昭和 62 年 11 月 * 日)後に居住していたとする C 県 D 郡 E 町を管轄する F 社会保険事務所(当時)において昭和 63 年 1

月 7 日に払い出されたことが確認でき、請求者に係る同町の国民年金被保険者名簿によると、国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和 58 年 4 月 22 日と記載されている上、オンライン記録によると、当該資格取得の処理が昭和 63 年 1 月 25 日に行われていることが確認できる。これらのことから、請求者に係る国民年金の加入手続は昭和 63 年 1 月頃に行われたと推認でき、当該加入手続が行われたと推認できる時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。なお、オンライン記録によると、平成 9 年 5 月 12 日に請求者の基礎年金番号に厚生年金保険被保険者の記録が統合されたことにより、国民年金被保険者資格の取得年月日を昭和 58 年 4 月 22 日から請求者が勤務した事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と同日の同月 23 日に訂正する処理が行われている。

また、請求者は、これまでに交付された年金手帳はオレンジ色の年金手帳一冊だけであるとしているところ、当該年金手帳は見当たらない旨陳述している上、当該年金手帳には、厚生年金保険及び国民年金それぞれの「記号番号」及び「初めて被保険者となった日」が記載されることから、請求者の陳述のとおり、B 市において国民年金の加入手続をした際には、当該年金手帳に G 社会保険事務所から払い出された「記号番号」及び「初めて被保険者となった日」が記載されることになるが、請求者は、婚姻後に E 町役場に持参した当該年金手帳の国民年金の当該欄は空白であった旨陳述している。

さらに、請求者の陳述のとおり、請求者が昭和 58 年 6 月頃から 8 月頃までの期間において請求期間の国民年金保険料を納付するためには、上記国民年金手帳記号番号*とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者の旧姓を含む氏名及び類似する読み方並びに生年月日により、社会保険オンラインシステムによる検索及び年金情報総合管理・照合システムによる A 県管内を対象とする検索の結果、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す領収証書及び関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。